

青森県指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定又は許可の申請等)

第2条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書又は許可申請書により行うものとする。

(指定又は許可の更新等)

第2条の2 法第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。以下同じ。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第107条の2第1項の規定による申請は、第1号の2様式による指定更新申請書又は許可更新申請書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申請は、当分の間、様式K01により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第3条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による指定を不要とする旨の申出は、第2号様式による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条及び第115条の5第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては、第3号様式による変更届出書により、再開に係るものにあつては、第3号の2様式による再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第75条第2項、第82条第2項、第99条第2項及び第115条の5第

2項の規定による廃止又は休止の届出にあつては、第4号様式による廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第91条及び第113条の規定による指定の辞退は、第5号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請)

第6条 法第94条第2項に規定する許可の申請は、第6号様式による介護老人保健施設開設許可事項変更申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第7条 法第95条の規定による承認の申請は、第7号様式による介護老人保健施設管理者承認申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第8条 法第98条第1項第4号の事項に係る許可の申請は第8号様式による介護老人保健施設広告事項許可申請書により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第9条 法第108条第1項の規定による申請は、第9号様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第10条 知事は、第二条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理(以下この条において指定等」という。)をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

一 事業所又は施設の名称及び所在他

二 当該事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び所(当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)

三 指定年月日又は許可年月日

四 指定更新年月日又は許可更新年月日

五 事業開始年月日

六 運営規程

七 介護保険事業所番号

- 2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文（第115条の11において準用する場合を含む。）の指定に係る情報について準用する。
- 3 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託する報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（指定居宅サービス事業所に関する経過措置）

第11条 第3条の規定は、施行法第4条ただし書及び第5条ただし書の規定による申出について準用する。

（実施細目）

第12条 この要綱に規定するもののほか、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

（介護保険の実施のための必要な準備）

第13条 知事は、この要綱の施行日前においても、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設のサービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から適用する。